平生町告示第16号

平成27年第2回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成27年5月14日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成27年5月18日
- 2 場 所 平生町議会議事堂
- 3 付議事項
 - (1) 専決処分事項の承認について (平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)
 - (2) 専決処分事項の承認について (平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - (3) 専決処分事項の承認について (固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例)

○開会日に応招した議員

松本 武士君村中 仁司君久保 俊一君中川 裕之君河藤 泰明君渕上 正博君細田留美子が平岡 正一君河内山宏充君岩本ひろ子が福田 洋明君

○応招しなかった議員

柳井 靖雄君

平成27年 第2回(臨時) 平 生 町 議 会 会 議 録(第1日) 平成27年5月18日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成27年5月18日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 承認第1号 専決処分の承認について

(平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)

日程第5 承認第2号 専決処分の承認について

(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第6 承認第3号 専決処分の承認について

(固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例)

本日の会議に付した事件

日程第2 会期の決定(1日間)

日程第3 諸般の報告

日程第4 承認第1号 専決処分の承認について

(平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)

日程第5 承認第2号 専決処分の承認について

(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第6 承認第3号 専決処分の承認について

(固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例)

出席議員(11名)

1番	松本	武士君		2番	村中	仁司君
3番	久保	俊一君		5番	中川	裕之君
6番	河藤	泰明君		7番	渕上	正博君
8番	細田留美子さん		10番	河内山宏充君		
11悉	亚副	正一君		19悉	岩木7	トス子は

13番 福田 洋明君

欠席議員(1名)

9番 柳井 靖雄君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君

書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………… 山田 健一君 副町長 …………… 佐竹 秀道君

教育長 ………………………………………… 高木 哲夫君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………………… 羽山 敦紀君

総合政策課長 ……… 藤田 衛君 町民課長 …… 石杉 功作君

税務課長兼徴収対策室長 ……………………… 兼末 仁君

午前9時00分開会・開議

○議長(福田 洋明君) ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、 これより平成27年第2回臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(福田 洋明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、村中仁司議員、久保俊 一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

〇議長(福田 洋明君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福田 洋明君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(福田 洋明君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成27年3月及び4月実施分の例月出納検査の結果報告、本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告は、お手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第4. 承認第1号

日程第5. 承認第2号

日程第6. 承認第3号

○議長(福田 洋明君) 日程第4、承認第1号平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の 専決処分事項の承認について、日程第5、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正す る条例の専決処分事項の承認について及び日程第6、承認第3号固定資産税の不均一課税に関す る条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についてまでの件を一括議題といたします。 町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

〇町長(山田 健一君) 議員の皆さんおはようございます。

新緑が目にしみる季節の中、初夏を思わせるような日差しがまぶしい日もありますが、まだまだ爽やかな気候が続いております。その爽やかな気候にふさわしく行事もめじろ押しでございまして、4月末からひらおウォーキング大会、フラワーベルト整備事業、そして先般は町制施行60周年を記念した音楽鑑賞会も多くの町民の皆さんの御参加をいただき盛会裏に開催されたところであります。

そうした中、平成27年第2回平生町議会臨時会を開催いたしましたところ、御多忙にもかか わりませず多数の御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本臨時会に御提案申し上げます議題は、地方税法及び半島振興法等の改正により、町税賦課徴収条例など3月31日、4月1日付でそれぞれ専決処分をさせていただきましたことによる承認3件でございます。

議案説明の前に恐縮ではございますが一言お祝いとお礼を申し上げたいと思います。

去る4月26日には統一地方選挙の日程によりまして平生町議会議員一般選挙が執行されました。ただいまこの議場に御出席の議員の皆様方の任期につきましては余すところ10日余り、この臨時会が任期中の最後の議会になろうかと存じます。この4年間は町の「第四次総合計画」が

スタートし、協働のまちづくりの取り組みを一歩一歩着実に進めてまいったところでございます。 改めてこの間に賜りました御指導、御協力に対しまして衷心よりお礼を申し上げる次第でござい ます。また、本日は、欠席ではございますけれども、このたび任期満了を機に御勇退をされます 柳井議員さんにおかれましては、これまで長年にわたりまして平生町の進展に尽くされました御 功績に深甚なる敬意と感謝を表します。

一方、このたびの選挙におきましてめでたく当選の栄に浴されました皆様方におかれましては、 改めて心からお喜びを申し上げます。

現在、地方創生をキーワードとして国や地方の取り組みを支援する制度を始めたところではありますが、これからは今まで以上に地方自治体の自主的な取り組みが問われてくる時代を迎えていると認識をいたしております。本町におきましても、厳しい財政状況の中ではありますが職員一同、地方創生・地域再生に向けて取り組んでまいる所存でございます。今後とも、町政の推進に対しまして変わらない御指導、御鞭撻を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

それでは、御提案をいたしました承認第1号平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の 専決処分の承認について、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処 分の承認について並びに承認第3号固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例 の専決処分の承認につきまして、一括して御説明申し上げます。

これらの条例は、関連する法律等が施行されたことに伴い、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につきましては、3月31日付で平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例並びに固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例につきましては4月1日付でそれぞれ専決処分をさせていただいたものであります。

平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につきましては地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日にそれぞれ交付され4月1日から施行されることに伴い、一部改正をいたしたものであります。

平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部を 改正する政令が平成27年3月31日に交付され平成27年4月1日から施行されたことに伴い、 一部改正をいたすものであります。

固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例につきましては、半島振興法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に交付され平成27年4月1日から施行されたことに伴い、一部改正をいたしたものであります。

まず承認第1号の平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についての

御説明を申し上げます。

このたびの地方税法の改正は現下の経済情勢等を踏まえデフレ脱却と経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生に取り組むため行われたものであります。

条例改正の主なものとして、軽自動車税では平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽自動車についてその燃費性能に応じたグリーン化特例を導入し平成28年度分の軽自動車税を軽減するものであります。

また、平成26年度の地方税法改正により平成27年度からとされておりました原付二輪車及び小型特殊自動車の税率引き上げを1年延期し、平成28年度分から適用するものであります。

固定資産税では、管理協定が締結された津波避難施設及び新築のサービス付高齢者向け賃貸住 宅への課税標準の特例措置の導入、並びに土地に関わる固定資産税の負担調整措置を平成27年 から平成29年度までの間、継続するというものであります。

個人住民税では住宅ローン控除制度の適用期限を平成31年6月末まで継続するものであります。

また、ふるさと納税につきましては、特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充し、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は、ふるさと納税の控除申請を寄附団体が本人に代わって行う制度を創設するものであります。

なお、今回の条例改正は平成27年4月1日に施行される平成26年4月1日に交付した平生 町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の改正を含んでいることから、交付日を平成27年3月 31日といたしております。

続きまして、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての御説明を申し上げます。

改正の内容につきましては2点ございます。

1点目は国民健康保険税の賦課限度額の引き上げでございます。医療分については51万から52万に、後期支援分については16万円から17万円、介護納付金は14万円から16万円にそれぞれ引き上げ、改正後の賦課限度額は総額で81万円から85万円になるものでございます。

2点目は、低所得者対策として軽減判定の所得基準額の引き上げでございます。国保加入者数に乗ずる額につきまして、5割軽減では24万5,000円から26万円、2割軽減では45万円から47万円にそれぞれ引き上げるものであります。

続きまして、承認第3号固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処 分事項の承認についての御説明を申し上げます。本条例につきましては、半島振興法に規定する 半島振興対策実施地域内及び離島振興法に規定する離島振興対策実施地域内の製造業・旅館業等 の業に供する設備を新設または増設したものに関わる固定資産税の不均一課税について必要事項 を定めております。半島振興法の改正内容につきましては、同法の有効期限は平成27年3月3 1日までの時限立法でございましたが、期限が10年間延長されたことに加えまして、市町村による産業振興促進計画に関わる規定が新設されております。

また離島振興対策実施地域に係る税制の特例措置について関係省令の一部改正により適用期限 が平成27年3月31日から2年間延長されるとともに、対象事業に農林水産物等販売業が追加 をされております。

この度の本条例の改正につきましては、これらの改正内容に沿いまして所要の改正を行うものでございます。

以上をもちまして、本日御提案申し上げております議案の承認3件につきましての提案理由の 説明を終わらさせていただきます。なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方の御 質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをしたいと存じますので、御審議の上、御議 決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(福田 洋明君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福田 洋明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田 洋明君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福田 洋明君) 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、承認第1号平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(福田 洋明君) 起立全員であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第2号第平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田 洋明君) 起立全員であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第3号固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処 分事項の承認についての件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(福田	洋明君)	起立全員であります。	よって、	承認第3号は、	原案のとおり承認されま
した。					

○議長(福田 洋明君) 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成27年第2回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 村中仁司

署名議員 久保俊一